

会員通知 第 18 号
平成 16 年 2 月 3 日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊藤 義郎

「業務規程施行規則」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「業務規程施行規則」等の一部改正し、平成 16 年 2 月 16 日から施行します。御通知いたします。

今回の改正は、平成 10 年 6 月以前においては、会社情報に係る売買停止を行った場合は終日売買停止としておりましたが、平成 10 年 7 月には発行者による情報発表後 90 分後に売買再開、平成 11 年 12 月に 60 分後に売買再開とするなど、情報通信インフラの普及等の外部環境の変化等を踏まえながら、適宜、売買停止期間の見直しを行ってまいりました。

その後、インターネット等の更なる普及等により、情報入手の迅速性・容易性は格段に向上しており、市場参加者からは迅速な取引機会の提供についてニーズが寄せられているところです。また、今般のインサイダー取引規制の見直しにより、上場会社が開示を行った場合は、直ちに証券取引所等のホームページで当該情報を入手可能となりました。

今般、このような外部環境の変化や市場参加者のニーズに対応し、売買停止期間の更なる短縮を行うこととするものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

売買停止期間の短縮

有価証券又はその発行者等に関する情報が生じている場合における売買停止の期間については、本所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後 30 分を経過した時（監理ポスト若しくは整理ポストへの割当て事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が取引ポスト割当ての決定に関する発表を行った後 30 分を経過した時）までとします。

なお、整理ポストへの割当て事由に該当する場合は、従来どおり、終日停止となります。

以上

「業務規程施行規則」等の一部改正等について

(ページ)

1 . 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	1
2 . 日経 3 0 0 株価指数連動型上場の投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、 業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改 正新旧対照表	2

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の停止)</p> <p>第 2 2 条 規程第 2 7 条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規程第 2 7 条第 2 号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後 3 0 分を経過した時 (監理ポスト若しくは整理ポストへの割当て事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が取引ポスト割当ての決定に関する発表を行った後 3 0 分を経過した時) までとする。ただし、当該銘柄を整理ポストに割り当てることとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 6 年 2 月 1 6 日から施行する。</p>	<p>(売買の停止)</p> <p>第 2 2 条 規程第 2 7 条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規程第 2 7 条第 2 号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 2 条各項に掲げる事実に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認めた時から当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後 6 0 分を経過した時 (監理ポスト若しくは整理ポストへの割当て事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が取引ポスト割当ての決定に関する発表を行った後 6 0 分を経過した時) までとする。ただし、当該銘柄を整理ポストに割り当てることとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</p> <p>(4) (略)</p>

日経300株価指数連動型上場の投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、
信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の停止)</p> <p>第 2 3 条 受益証券特例第 2 3 条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 受益証券特例第 2 3 条第 1 号に掲げる場合の売買取引の停止は、受益証券又は証券投資信託委託業者に関し、受益証券特例第 6 条第 1 項の事実又は同条第 2 項の事項に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認めた時から当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後<u>30分</u>を経過した時(監理ポスト若しくは整理ポストへの割当て事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が取引ポスト割当ての決定に関する発表を行った後<u>30分</u>を経過した時)までとする。ただし、当該銘柄を整理ポストに割り当てることとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 6 年 2 月 1 6 日から施行する。</p>	<p>(売買の停止)</p> <p>第 2 3 条 受益証券特例第 2 3 条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 受益証券特例第 2 3 条第 1 号に掲げる場合の売買取引の停止は、受益証券又は証券投資信託委託業者に関し、受益証券特例第 6 条第 1 項の事実又は同条第 2 項の事項に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認めた時から当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後<u>60分</u>を経過した時(監理ポスト若しくは整理ポストへの割当て事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が取引ポスト割当ての決定に関する発表を行った後<u>60分</u>を経過した時)までとする。ただし、当該銘柄を整理ポストに割り当てることとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</p> <p>(2) (略)</p>